

平成29年3月31日

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の変更

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第2項の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が指定する全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路について、平成29年3月31日からその一部を次のとおり変更する。

変更前

一般国道1号	横浜市保土ヶ谷区常盤台17番3から同区藤塚町を経て同市戸塚区上矢部町字坂本2930番3までの区間、藤沢市城南二丁目719番1から茅ヶ崎市西久保及び同市柳島を経て神奈川県中郡大磯町東町一丁目1990番1までの区間、同郡二宮町二宮字中向浜94番1から同町山西字浜端107番、小田原市前川字小西343番1、同市酒匂三丁目104番8、同市東町二丁目609番1及び同市南町四丁目を経て同市風祭字壙下157番3までの区間、大津市大江八丁目字惣山117番3から宇治市二尾及び京都府久世郡久御山町大字森小字大内を経て同町大字森小字中内70番2までの区間並びに京都府京都市伏見区向島大黒20番3から同府久世郡久御山町大字森小字北大内及び枚方市長尾台四丁目を経て門真市大字葎島325番1までの区間
--------	--

変更後

一般国道1号	横浜市保土ヶ谷区常盤台17番3から同区藤塚町を経て同市戸塚区上矢部町字坂本2930番3までの区間、藤沢市城南二丁目719番1から茅ヶ崎市西久保及び同市柳島を経て神奈川県中郡大磯町東町一丁目1990番1までの区間、同郡二宮町二宮字中向浜94番1から同町山西字浜端107番、小田原市前川字小西343番1、同市酒匂三丁目104番8、同市東町二丁目609番1及び同市南町四丁目を経て同市風祭字壙下157番3までの区間、大津市大江八丁目字惣山117番3から宇治市二尾及び京都府久世郡久御山町大字森小字大内を経て同町大字森小字中内70番2までの区間、京都市伏見区向島大黒20番3から京都府久世郡久御山町大字森小字北大内及び枚方市長尾台四丁目を経て門真市大字葎島325番1までの区間並びに同市大字葎島325番1から大阪市鶴見区緑地公園566番までの区間
--------	---